

保険料の未納と免除では、年金に大きな差!

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなることや、万が一のときに障害年金や遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。

必ず保険料を納めるか、納めることが難しい場合は、下記の①~③の申請をしましょう。

① 納付が困難な人の免除制度

免除制度には、保険料の納付が困難な場合に、申請して承認されると免除される「申請免除」と、生活保護を受けている人や障害年金受給者などに該当する人が届け出ることで免除となる「法定免除」の2種類があります。

申請免除は、本人・世帯主・配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下の場合、所得に応じて保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除となります。

なお、所得が基準を超えていても失業、倒産、事業の廃止、天災などの理由により免除が承認される場合がありますので、納付が困難な人は、ご相談ください。

●免除の対象となる前年所得の上限の目安

扶養人数	全額免除	一部納付		
		1/4 納付	半額納付	3/4 納付
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※一部納付は社会保険料控除等の控除額によって変わります。なお、()内は給与収入額の目安です。

② 30歳未満の人の若年者納付猶予制度

同居している世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得が一定以下または失業などにより保険料の納付が困難な人が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。

前年所得の目安は全額免除と同じです。

③ 学生のための学生納付特例制度

本人の前年所得が一定以下で、大学・短大・高等学校・専修学校・各種学校等の学校に在学する人が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。

前年所得の目安は半額免除と同じです。

未納の場合	こんなとき	免除の場合
資格期間に入りません。	年金を受けるための資格期間には?	資格期間に入ります。
年金額に反映されません。	受け取る年金額は?	免除を受けた期間の年金額は、免除区分に応じ反映されます。
2年を過ぎると納められません。	後から保険料を納めることは?	10年以内なら納めることができます。
年金を受けられない場合もあります。	障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるときは?	保険料を全額納めたときと同じ扱いになります。

申請手続きに必要なもの	(1) 「年金手帳」等基礎年金番号がわかるもの (2) 印鑑 (3) ③の「学生納付特例」の申請には「在学証明書」か「学生証」の写し (4) 失業などを理由とする場合は「雇用保険受給資格証」か「離職票」等
-------------	---

申請期間	(1) ①「免除」と②「若年者猶予」(各年度の保険料は7月から翌年6月までが対象です。)・平成27年度分⇒平成27年7月から申請してください。 (2) ③「学生納付特例」(保険料は4月から翌年3月までが対象です。)・平成27年度分⇒平成27年4月から申請を受けています。 (3) 過去の期間は、申請が受理された月から2年1か月前まで申請できます。
------	---

※すでに保険料が納付済の月は、免除の対象にはなりません。

問合せ先 帯広年金事務所 ☎ 0155 (25) 8113
役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

国民健康保険税の税率について

平成27年度分より、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額が「医療給付費分」は52万円(現行51万円)に、「後期高齢者支援金分」は17万円(現行16万円)に「介護給付費分」は16万円(現行14万円)にそれぞれ引き上げられます。

また、所得の少ない世帯への軽減措置の拡大も行われますので併せて改正内容をお知らせします。

■ 医療給付費分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による※1	5.0%
資産割	固定資産税の年税額に対して	20%
均等割	被保険者1人につき	27,000円
平等割	1世帯につき	30,000円
特定世帯の平等割	基準要件 最初の5年間 による※2 その後の3年間	15,000円 22,500円
賦課限度額	課税額の上限	51→52万円

■ 介護給付費分

加入している被保険者のうち、40歳から64歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による※1	0.7%
資産割	固定資産税の年税額に対して	4%
均等割	被保険者1人につき	7,500円
平等割	1世帯につき	9,000円
賦課限度額	課税額の上限	14→16万円

【国民健康保険税の計算のしかた】

国民健康保険税は、医療給付費および後期高齢者支援分、介護給付費があり、それぞれの所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の合計額により決まります。

【納税義務者は世帯主】

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。

保険税の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則的に世帯主です。

また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納税義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納税通知書は世帯主あてに送られてきます。(税額は加入者分のみの計算です。)

【やむを得ず失業した人の国保税などの軽減】

倒産や解雇などで、やむを得ず失業した人(非自発的失業者)が国民健康保険に加入した場合、保険税や医療費の負担を軽減する措置があります。

対象者は、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として求職者給付を受ける方です。(離職理由コード11・12・21・22・23・31・32・33・34)

ハローワークで発行された「雇用保険受給者証」と印鑑をお持ちになり、福祉課保険係へ届出してください。

軽減の内容は、離職日の翌日の属する月の年度から翌年度末日まで、対象者の前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。また高額療養費などの自己負担限度額区分を決める時の所得も同様に算定して判定します。

【国民健康保険税の軽減判定について】

軽減が受けられる世帯に該当する場合、軽減の段階に応じて均等割・平等割が減額されますが、平成27年度から次のとおり5割・2割軽減の基準が変更されます。7割軽減の基準は変更ありません。

<平成27年度からの軽減判定所得>

軽減区分	軽減判定所得の計算
7割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 33万円 (擬制世帯主の所得も含めます)
5割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 33万円 + 26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 33万円 + 47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方です。

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214